

感染症について

川崎市医師会による「川崎市保育園健康管理マニュアル」に従い、「医師による意見書(登園許可証明書)が必要な感染症」と、「医師の診断を受け保護者が記入する登園届が必要な感染症」とに分け、対応をお願いしています。尚、感染症が発生した場合、玄関掲示にてお知らせいたします。

＜医師による意見書（登園許可証明書）が必要な感染症とその登園停止期間＞

感染症名	登園停止期間
インフルエンザ (様疾患)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日経過するまで。発症した当日、解熱した当日は、含まないので、ご注意ください。(別紙にて確認ください)
百日せき	特有の「せき」が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日、せき、発しんが軽快するまで
風しん	発しんが消退するまで
水痘(水ぼうそう)・带状疱疹	全発しんが痂皮化するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭及び結膜の発赤消失後2日を経過するまで
流行性角結膜炎	眼の充血、異物感が消失するまで
急性出血性結膜炎	眼の充血、異物感が消失するまで
溶連菌感染症	主要症状が消失するまで、または抗菌薬治療を開始して24時間を経過するまで

※ 川崎市医師会からの通達により、医師による意見書が必要な感染症としています。

※ 提出がない場合は、お子さんをお預かりできませんので、ご協力をお願いいたします。

＜医師の診断を受け保護者が記入する登園届が必要な感染症と登園のめやす＞

病名	登園のめやす
結核	医師により感染のおそれがなくなったと認められるまで
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること(症状が改善し全身状態が良い)
手足口病	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)、普段の食事ができること
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎(ノロ、ロタウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)、普段の食事ができること
RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
単純ヘルペス感染症	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること
突発性発しん	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
伝染性軟属腫(水いぼ)	搔きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること
アタマジラミ	駆除を開始していること
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの

☆ 登園許可証明書および登園届(保護者記入)は、お渡ししたものをコピーしてご使用ください。